

平成19年3月27日

各道府県税務主管部長

殿

東京都総務・主税局長

総務省自治税務局企画課長

地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について

地方税の徴収対策については、平成19年3月27日付け総税企第54号「地方税の徴収対策の一層の推進について」（総務省自治税務局長通知）で通知したところですが、各地方団体において徴収対策を講ずるに際し留意していただくべき事項及び先進的な取組事例について、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

今後、この通知内容に沿って、地方税の徴収対策を一層推進していただくよう、お願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

記

1 徴収に関する業務にノウハウを有する民間事業者の活用

平成17年4月1日付け「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」（総務省自治税務局企画課長通知）においても通知しているところであるが、徴収に関する業務にノウハウを有する民間事業者を活用することを通じ、徴収能力の向上や徴収事務の効率化を図ることは有用である。

既に同通知等において民間委託が可能な業務の例などを示しているところであるが、地方団体における近年の先進的な取組・検討事例を踏まえ、改めて以下のとおり代表的な事例について、その実施上留意すべき事項を含めて整理したので、参考としていただきたい。

(1) 滞納者に対する納税の懲罰行為

納税者が納期限までに地方税を完納しない場合、法令の規定に基づき、地方団体の

徴税吏員は督促状を発し、さらに一定の要件に該当する場合には滞納者の財産を差し押さえなければならないこととされている。さらに質問検査や捜索など、これらいわゆる滞納処分については、租税の性格上、極めて強力な公権力の行使が認められているところであり、これらは徴税吏員に限ってその行使が許されているものである。

一方、実際の徴税現場においては、強制的な処分に至るまでに、文書や電話、臨戸訪問等を通じ、様々な形で滞納者に対する納税の慫慂が行われているところであり、これらに係る事務量は徴収対策において相当なウェイトを占めている。このうち、徴税吏員に実施主体が限定されていない業務について、非常勤職員や民間事業者の活用を含め、できる限り徴税吏員以外の者に委ねることは、公権力の行使に係る業務に徴税吏員をより効果的かつ集中的に従事させる観点から、有用と考えられる。

ア) 催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務

地方税法上、「督促」とは、滞納処分を行うための前提要件であり、口頭ではなく書面（督促状）によって行うことが必要とされている。督促の実施主体は、徴税吏員に限定されているが、これは督促に関連した事実行為についてまで、徴税吏員に限定する趣旨ではない。このため、個人情報保護のために必要な措置を講じたうえで、滞納税額等を印字する業務を含め、督促状の印刷、作成、封入、発送等の業務を民間委託することは差し支えない。

また、法令上の「督促」以外にも、書面で催告状、最終催告状、差押予告状等の名称で、書面による納税の慫慂を実施するケースが多いが、上記督促状に関する業務とあわせて民間委託することが可能である。

総務省の実態調査（平成 18 年 7 月 1 日現在の地方税の収納・徴収対策等に係る調査。以下同じ。）においても、これらの書面について、滞納税額等を印字する業務を含む作成業務を委託している団体が、都道府県で 36 団体、市区町村で 473 団体（調査対象は、1,842 団体）となっており、広くその活用が進んでいる。

各地方団体における業務の実情にあわせ、最も効率的な方法を選択して民間委託の活用を検討していただきたい。

イ) 電話による自主的納付の呼びかけ業務

滞納者に対しては、書面による督促・催告などのほかに、電話により滞納者に直接その事実を知らせ、自主的納付を呼びかけることは広く行われている。これらの業務のうち、滞納者に地方税を滞納している事実や滞納税額等を伝え、自主的納付を呼びかけることや、滞納者の納付意思や納付予定時期の確認、滞納者が任意に申し出た事情の記録等については、法令上徴税吏員に限定されておらず、民間事業者に委託し、実施させることが可能である。また、あわせて滞納者の照会に応じ、課税の根拠や滞

納処分の制度等について、客観的な事実を説明することも差し支えない。

一方、滞納者の財産等を把握するための質問は、法令上徴税吏員に限定された質問検査権（国税徴収法第 141 条）の行使にあたることから、民間事業者に委託することはできない。また、地方税の徴収猶予（地方税法第 15 条）は地方団体の長に属する権限であることから、分納を認めるなどの納税交渉を包括的に民間委託することも不適當である。

先進事例においては、市役所内の一室を執務スペースとしたうえで、民間事業者から電話催告にノウハウを有する労働者の派遣を受け、滞納者宅への電話による自主的納付の呼びかけ業務を行わせている地方団体がある。この事例では、当該派遣労働者は契約上、地方団体の指揮命令下におかれるほか、執務室への入退出時のチェック、私物持ち込みの禁止や民間事業者の労働者に対する定期的な研修など、個人情報を持ち出しを防止するために必要な措置が講じられている。督促状等の送付だけになりがちな少額滞納者に対し、滞納初期の呼びかけを行うこと等により、一定の成果があがっているとの評価もある。

こうした先進事例を踏まえつつ、各地方団体の実情に応じ個人情報保護等に必要な方策を講じながら、民間事業者の活用を図ることは有用と考えられる。

なお、民間事業者のコールセンターなど、地方団体の庁舎以外の場所における電話による自主的納付の呼びかけ業務について、民間委託を検討している地方団体もある。この場合、他の民間債権の催告業務等を行う同一スペース、同一職員により、地方税の滞納者に対する呼びかけ業務が行われる可能性があることなどに鑑みると、個人情報保護や目的外利用の防止などについて特に厳重な配慮が必要であり、適切かつ十分な工夫を講じることとしていただきたい。

ウ) 臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ業務

書面、さらには電話による催告によってもなお、滞納が継続する場合、臨戸訪問によって直接滞納者と面接し、納付を求めることが多い。臨戸訪問においても、イ)と同様に、滞納者に地方税を滞納している事実、滞納税額等を伝え、自主的納付を呼びかけることや、納付意思や納付予定時期を確認すること等については、法令上徴税吏員に限定する規定はなく、民間委託することは可能である。

ただ、庁舎内などで行われる電話による自主的納付の呼びかけ等と異なり、臨戸訪問は滞納者の自宅等において実施されることから、滞納者に関する情報を庁舎等の建物外に持ち出すこととなる。臨戸訪問の民間委託を検討する際には、適正な業務執行と個人情報保護の観点から、万全の措置を講ずることが求められる。

現時点で地方税について、こうした民間委託を実施している地方団体はないが、徴収嘱託員などの非常勤職員を活用している事例は多い。また、検討段階の事例であるが、臨戸訪問に従事する民間事業者の職員に市の証明を付した身分証明書を常時携帯

させるとともに、携行させる個人情報是最小限にしたうえで、それらを収納する鞆にはGPSなどの装置を装着し、万一の置き忘れや盗難にも対応可能とするなどの工夫を行った上で、民間委託の実施を検討している地方団体もある。

なお、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ業務を受託する事業者が、地方自治法施行令第158条の2（収納事務の委託）に定める基準を満たしている場合には、あわせて地方税の収納を委託することも可能である。この場合は、公金の収納を事務所以外の場所で行うこととなることから、上記に加え、適切な金銭収納・公金管理の方法について検討のうえ、万全の措置を講じることとしていただきたい。

（2） 収納手法の多様化

地方税の収納は、地方団体の庁舎・事務所等の窓口で直接行われるもののほか、銀行や郵便局などの金融機関を通じた振込や口座振替などが活用されてきたところである。このうち、金融機関等を含め、窓口を通じた納付については、取扱い時間等に制約があることから、時間や場所を選ばずに納付できる環境整備が求められている。

ア) コンビニエンスストアにおける収納

納税者の利便性向上の観点から、休日・深夜にも営業を行っているコンビニエンスストアに対して、地方税の収納を委託する地方団体が増加している。総務省の実態調査によると、都道府県では23団体、市区町村では102団体が実施中であり、さらに都道府県では11団体、市区町村では82団体が導入を具体的に予定している。コンビニ収納にあたっては、収納委託に係る手数料負担について、実施済みの団体（回答があった団体に限る）の取扱い1件当たりの手数料は、最低で50円未満の水準、平均では58.6円となっている。費用対効果の観点からの検証も踏まえながら、コンビニエンスストアの立地状況など各地方団体の実情に応じ、コンビニ収納の活用を検討していただきたい。

コンビニ収納の対象とする税目は、自動車税・軽自動車税が中心であるが、固定資産税など他の税目も対象に加えている地方団体も少なくない。また、納期限との関係では、コンビニ収納の取扱いを納期限までに限定している団体がある一方、税額が少額な軽自動車税のように端数計算上、一定期間まで延滞金が全額切り捨てられる税目については、納期限経過後もコンビニ収納の取扱い対象にしている団体もある。いずれの扱いも可能であるが、納税者に強く納期内納付を促す必要性と、コンビニ収納の取扱いを停止することによってかえって滞納が継続するリスク等を勘案のうえ、各地方団体において適切に判断していただきたい。

イ) マルチペイメントネットワークによる収納

いわゆるマルチペイメントネットワーク（以下、MPNという。）に地方団体の公金収納システムが接続・対応することにより、携帯電話や金融機関のATMなどを通じ、納税者が時間や場所を選ぶことなく地方税を含む公金の納付を可能とすることは、納税者の利便性が著しく向上するものと考えられる。

総務省の実態調査によると、都道府県では10団体、市区町村では3団体が既に導入済みであり、さらに都道府県で9団体、市区町村で8団体が導入を具体的に予定している。特に、自動車保有関係手続のワンストップサービスに関しては、MPNを通じた自動車税・自動車取得税等の納付が必須条件となっていることや金融機関によるモバイル・バンキングのサービスが広く普及していることなどを踏まえ、積極的にその導入を検討していただきたい。

なお、平成18年4月1日付け「地方税の収納に係るシステムを改修する際の留意点について」（総務省自治税務局企画課長通知）で通知したとおり、MPN導入に際しては、地方税等の納付書の様式をMPN標準帳票に準拠したものとする必要がある。このため、地方税等の収納に係るシステムの更新や改修の機会をとらえて、納付書様式をMPN標準帳票に準拠した様式に変更するなど、指定金融機関の意見も聞きながら、所要の準備を行うよう、あわせて検討していただきたい。

ウ) クレジットカードを利用した納付

平成18年3月13日付け「クレジットカードを利用した地方税の納付について」（総務省自治税務局企画課長通知）で通知したとおり、クレジットカードを利用した地方税の納付を認めること等により、納税者の利便性の向上等を図ることは、地方税の徴収確保の観点から有効な手法の一つである。

既に軽自動車税について、実証研究の形ではあるが、クレジットカード納付を実施している団体もあるほか、他の税目にも対象を拡大して実施を予定している団体もある。クレジットカードによる収納に不可欠な認証（クレジットカード会社の与信を含む）の手法としては、大別すると、

- ① 所定のインターネットのサイトにおいて、納税者にクレジットカード番号等を入力・送信してもらい、認証する方法
- ② 納税者が事前に、クレジットカード番号等を申込書等によって地方団体に登録してもらい、一定の時期に認証する方法
- ③ 庁舎や事務所等の窓口で、クレジットカードの提示を受け、職員が窓口に備え付けの機器を通じて認証する方法
- ④ 滞納者の自宅等を臨戸訪問した際に、クレジットカードの提示を受け、職員が携帯機器を通じて認証する方法

が考えられる。

このうち、実証研究が行われたのは、①の事例であり、納税者からみれば、場所や時間を選ばずに納付が可能となることから、先述のMPNと類似の効果を得られるといえる。その一方、インターネットによって事実上の地方税の収納を行うこととなるため、カード番号を含めた納税者の個人情報の取り扱いや真正性の確認などには十分な配慮が必要であることはいうまでもない。また、インターネットによる納付のシステムを各地方団体ごとに構築する場合、相当なコストがかかると思われることから、適切なサービスプロバイダ等の選定を通じ、費用低減を図ることも検討していただきたい。

また、②の方式については、口座振替と類似の効果が得られるほか、口座振替のように口座の残高不足等の理由で振替不能となる事態が回避できるという利点がある。

一方、対面方式といえる③、④についてはまだ実例はない。このうち④については、臨戸訪問時に滞納者が現金を持ち合わせていない場合であっても、滞納税額を納付させることが可能となる等の利点もあり、現在、実施を検討している団体もある。

先進事例等を踏まえながら、他の収納手段における手数料と均衡を保つなど、手数料負担のあり方、クレジットカードの提示からクレジットカード会社による地方税の納付までのサイクルなども慎重に検討、考慮しつつ、クレジットカード納付の導入について、適切に判断していただきたい。

(3) 差押・公売関連業務

総務省の実態調査によると、平成17年度中に差押を全く行っていない市区町村が約2割、公売を全く行っていない市区町村が約8割存在する。

財産等があるにもかかわらず、滞納を続ける滞納者については、法令の規定に則り、適時適切な滞納処分を実施すべきことは当然である。一方、差押した財産について公売・換価・充当に至るまで、差押財産の管理コスト、必要なノウハウの不足、公売参加者の確保の困難さ、落札価格の低さなどの問題を抱える地方団体が少なくない。円滑な差押・公売が行われないと、滞納状態が長期間にわたり継続するほか、時効成立により不納欠損せざるを得なくなる場合もある。また、滞納者側も多額の延滞金の発生、低価格による換価などによる不利益も生じかねない。

滞納処分は極めて強力な公権力の行使であるため、包括的に民間委託を行うことはできないが、差押財産の移送や管理、公売におけるせり売の進行管理などの事実行為については、商品等の管理や販売などを通じノウハウの蓄積がある民間事業者の活用を図ることが非常に有用と考えられる。

特に、公売に関しては、近年、民間事業者のインターネット・オークションのシステムを活用する地方団体が増えている。最近の調査では、都道府県では42団体、市区町村では142団体、一部事務組合では7団体が既に実施しており、相当の効果が得

られている。

先進事例を踏まえ、差押・公売関連業務における民間事業者の活用を一層推進されるよう、検討していただきたい。

なお、インターネット公売においても、国税徴収法の規定が適用され、公売参加者は原則として、入札等を行うまでに見積価額の10%以上の公売保証金を現金で納付しなければならないこととされていた（国税徴収法第100条）。この点に関し、平成19年度税制改正における国税徴収法の改正により、一定の支払い保証契約により担保される場合には、現金の納付を不要とされるほか、買受代金の納付期限の延長可能期間（同法第115条）が従来の10日間から30日間に延長されるなどインターネット公売を円滑に行うための所要の措置が講じられることにも留意していただきたい。

2 地方団体における徴収体制の整備

民間事業者の活用が可能な分野は民間委託を積極的に活用する一方、徴税吏員その他の税務関係職員については、多様な任用・勤務形態の活用、広域連携の推進、組織間の連携強化、組織体制の見直しなどを通じ、より効率的な業務運営が可能となるような徴収体制を整備することが重要である。

(1) 多様な任用・勤務形態の活用

地方団体においては、再任用職員制度及び再任用短時間勤務職員制度（地方公務員法第28条の4及び第28条の5）による当該地方団体の定年退職者等の採用、任期付職員制度及び任期付短時間勤務職員制度（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3～5条）による国税の経験や他の地方団体の税務経験を有する者等の採用により、これらの職員を徴税吏員として活用している例が見られる。

こうした多様な任用・勤務形態を活用することにより、徴収にノウハウを有する者を徴税吏員として活用できる範囲が広がるなどの効果が期待できる。また、任期付短時間勤務職員を活用することにより、夜間や休日などを含めた勤務シフトを整備することも可能となる。したがって、こうしたニーズがある地方団体においては、これらの制度を積極的に活用していただきたい。

なお、特別職の非常勤嘱託職員は、特別職であるため、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されない。このため、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員の業務を担当させることは適当でないことから、徴税吏員への任命はできないものである。また、一般職の非常勤職員についても、再任用短時間勤務職員や任期付短時間勤務職員以外は本格的業務を行うことができない職員であると解されていることから、徴税吏員に任命することはできない。

(2) 広域連携等の強化

地方税は、課税権を行使した地方団体自らが住民と向き合い、その徴収にあたることが原則である。一方、滞納者の財産調査、差押、公売といった滞納処分については、専門的な知識や経験の蓄積を必要とすることから、特に小規模な団体ではノウハウの蓄積が困難なケースも少なくない。より効果的かつ高度な滞納処分等を実施するため、複数の市町村で滞納整理組合などを設立し、一定の滞納案件については組合において滞納処分等を実施する事例が増加している。また一部事務組合の設立に至らなくとも、広域的な連携を強化し、ノウハウや情報の共有を行うための協議会組織等を設立するケースもみられる。

このほか、個人住民税の徴取引継や職員の人事交流などを通じて、都道府県と市区町村間の連携の強化に取り組むことも重要である。都道府県と市区町村間の人事交流を行う際の工夫として、県職員を市職員に、市職員を県職員に、相互に併任発令することによって、県税・市税を通じて徴収対策に従事する形態を活用している地方団体もある。

3兆円の税源移譲により重要度を増す個人住民税の徴収対策や、不正軽油などの脱税防止対策など個別の課題への対応を含め、地方団体間の広域連携等による徴収体制の強化を図ることは極めて有用と考えられることから、地域の実情に応じ、その推進に努めることとしていただきたい。

(3) 地方団体内における各種公金の徴収の連携強化

地方団体が住民等から徴収する必要がある公金債権としては、地方税だけでなく、国民健康保険料、介護保険料、保育料など国税徴収法の例による自力執行権が付与されている債権のほか、公営住宅使用料、給食費、貸付金など多様な債権がある。いずれも滞納額や件数が増えるなど問題を抱える地方団体も少なくない。

これまではそれぞれの制度等を所管する部局において徴収対策に取り組まれてきたところであるが、より効率的かつ効果的な体制を整備する観点から、地方税以外の公金債権についても、一定の滞納整理を税務担当部局に移管、集約する事例が増えてきている。

地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情等に応じ、検討していただきたい。

なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる（国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③）ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査

への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第 22 条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。

3 地方税の電子化の推進

地方税の申告手続等の電子化については、納税者の利便性向上、地方税務行政の高度化及び効率化のためにも、早急な取組が求められている。

政府においては、電子政府の実現に向け推進を図っているところであり、平成 18 年 1 月の「IT 新改革戦略」（IT 戦略本部決定）においては、「利便性・サービス向上が実感できる電子行政（電子政府・電子自治体）を実現し、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上とする」とされている。また、これを受け、総務省では 18 年 7 月に「電子自治体オンライン利用促進指針」を策定し、その中において、地方税申告手続は、住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる「オンライン利用促進対象手続き」として位置づけられたところである。

地方税の申告手続の電子化については、(社)地方税電子化協議会により地方税ポータルシステム (eLTAX: <http://www.eltax.jp/>) が運営されており、既に全ての都道府県及び政令指定都市、一部の一般市町村において法人事業税、法人住民税、固定資産税（償却資産）について運用が開始されているところである。

eLTAX の更なる利用促進に向けては、市町村の参加拡大、対象税目や手続の拡大、利用手続の簡便化等の措置を講じていくことが重要である。

対象税目等の拡大については、現在、(社)地方税電子化協議会において eLTAX の 2 次開発（個人住民税に係る給与支払報告書等）が検討されているところである。また利用手続の簡便化等の観点から、「地方税の電子申告に係る電子署名の簡素化について」（平成 19 年 1 月 29 日付け総税企第 15 号）で通知したとおり、本年 4 月より税理士が申告書を代理送信する場合は納税者本人の電子署名は省略可能となる。

こうした状況を踏まえ、各団体におかれては、今後とも、管轄税務署、税理士会等、地域における関係機関と連携しつつ、地方税の申告手続等に係るオンライン利用促進を計画的・積極的に図っていただきたい。

